

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 4月30日

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局  
足羽川ダム工事事務所長 島本 和仁



### 1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 足羽川ダム建設事業等撮影記録作業  
数量 1式 (電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の概要 本業務は、足羽川ダム洪水調節地周辺及び水海川分水施設周辺において、足羽川ダム建設事業を記録するとともに、風景や人々の生活を記録することによって、ダム建設事業に伴う水没地の風景・生活等を後世に美しく残すこと(故郷をふりかえる)を目的に写真撮影を実施するものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 福井県今立郡池田町大本地先～福井県今立郡池田町水海地先  
(足羽川ダム工事事務所管内)
- (5) 入札方法
  - ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ② 電報、電送(ファクシミリ)及び郵送による入札は認めない。
  - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子入札システムの利用  
本案件は、入札及び証明書等の提出を電子入札システムで行う対象案件である。  
なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

### 2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 平成25・26・27年度年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた近畿地域又は東海・北陸地域の競争参

加資格を有する者であること。

- ③ 平成20年度以降において、元請けとして「写真撮影」に係る業務又はこれらに類似した業務の履行実績があることを証明した者であること。
- ④ 本店、支店又は営業所が福井県内にあること。
- ⑤ 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑥ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先  
〒918-8239  
福井県福井市成和1丁目2111  
近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 総務課  
電話 0776-27-0642（内線222）
- (2) 入札説明書の交付場所 上記3（1）に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間  
平成25年 4月30日（火）から平成25年 5月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで。
- (4) 入札説明書の交付方法  
書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムの URL  
国土交通省電子入札システム  
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (6) 電子入札システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限  
平成25年 5月10日（金） 午後4時00分
- (7) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限  
平成25年 5月30日（木） 午後4時00分
- (8) 開札の日時及び場所  
平成25年 5月31日（金） 午前10時00分  
近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 入札室

### 4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

- ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(5)に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
- なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書による。